

第 33 回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 3 月 28 日(金)

幕別町農業委員会

第 33 回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成 26 年 3 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 28 分まで
- 2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 出席委員（23 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男
- 4 欠席委員（1 名）

8 番	尾藤	欣二
-----	----	----
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告

第 1 号	北海道農業会議第 78 回総会及び全道農業委員会会長・事務局長研修会について
第 2 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可について
第 4 号	所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第 5 号	平成 26 年度農業委員会予算について
- 6) 議案

第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の
-------	-----------------------------------

- 決定について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第8号 平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第9号 平成26年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは、定足数に足しておりますから、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員を指定いたします。議事録署名委員には17番森委員、18番中島委員をお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、8番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	それでは次に報告の第1号「北海道農業会議第78回総会及び全道農業委員会会長・事務局長研修会について」を議題といたします。これにつきましては私の方から報告を申し上げます。総会及び会長・事務局長研修会は去る26日札幌にて行われました。総会前に農業委員68名、及び事務局職員10名の永年勤続表彰、及び全国農業新聞購読推進活動奨励賞4委員会の表彰がありました。本委員会からは森委員が永年勤続表彰を受賞いたしました。総会に入りまして議案第1号、「平成25年度北海道農業会議事業収支補正予算の決定について」から議案第6号の「平成26年度北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先金融機関の決定について」までの議案審議がなされました。提案された6議案につきましてはすべてが承認可決されました。なお、議案についてはお手元にお届けをしております。議案第5号の平成25年度北海道農業会議事業計画の事業推進に係る重点課題としましては、農地制度価格の着実な実施に向けた取り組み

やT P P 協定交渉等への的確な対応など、9 項目に渡り北海道農業会議として強く推進し取り組むことにいたしております。これにつきましても総会議案に綴じておりますからご覧を頂きたいと思います。次に全道農業委員会の会長と事務局長研修会がありまして、この会議の資料を配布いたしております。かいつまんで申し上げます。研修会では全国農業会議所の柚木事務局長より農地中間管理機構と制度改革に向けた組織の取り組みについての説明がありました。農業・農政を巡る主な動きの中で農地中間管理機構につきましては26 日付で北海道農業公社が中間管理事業を行うことに決定をいたしました。北海道ではこれまでの公社がその機関に当たるということに決定をいたしました。農業委員会は町が農地利用配分計画案を作成する際には必要があるときに意見を聞くこととされているほか、遊休農地または耕作者が不在となった農地等について利用意向調査を行い、中間管理機構を活用して遊休農地の有効利用を進める仕組みが構築されております。またT P P 協定交渉につきましても2 月22 日から25 日にシンガポールにおいて行われた交渉は合意に至らず、長期化も予想され我が国にとっては妥協譲歩の可能性もあり、引き続き予断を許さない状況であります。最後に農業委員会に関する規制改革会議につきましては、農業委員会の業務における重点の見直しを図るべき農業委員会の委員の構成や選挙、選任方法事務局体制の整備等についての見直しを図るべきという案が出ており、農業会議所としては農業農村の環境、構造の変化に機動的に対応する農業委員会組織の改革や方向について組織自らが提起し実現して重要なことから農業委員会に対するアンケートや農業者からの聞き取りを行い、5 月までに取りまとめをするということになっております。この関係につきましてもご存知のとおり農業生産法人、そして農業委員会等に対する一方的なバッシングがあります。それにつきましても自らがそれぞれの意見に対して農業委員会からも意見を述べるべく、その取りまとめをしていくという内容のものであります。そういったことから農業委員会としても5 月には全国の会長大会がありますが、それに向けて取りまとめを行うというような内容のものであります。なおこの研修会の中で佐久間事務局長からの情報がありました。ご存知のように府県の遊休農地が多いあるいはその他、北海道にはそれぞれ適合しないような農業委員会からの意見の聴取がありました。これは新聞で報道されているとおり3 農業委員会でした。その中で群馬県の安中市の農業委員会の会長からその規制改革会議の委員に対して、だいたいあんたたちは1 反の田んぼで米を作ったらいくらになるか知っているのかと、こういう発言をしたそうであります。全委員共しゅんとして一言もなかったというようなことでして、農業委員会からもそちらに向けてそういう強い意見も述べているというような報告もされておりました。これからさらにこういった意見が聴取されるわけでありますけれども、こういったことをどんどん農業者の立場から国に対してもどんどん意見を申し述べるというようなことが大切であるかと思えます。他につきましても資料の2 にございますから、どうか後程ご覧を頂きたいと思えます。以上で総会と研修会の2 つの報告を終わらせて頂きたいと思えますが、何かご意見ご質問があれば伺いをいたしたいと思えます。

議長

よろしゅうございますか。

議長

それでは報告第2 号に入ります。報告第2 号の1 番から9 番まで説明をいた

	します。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページから3ページの9件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第2号の1番から9番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようです。報告第2号1番から9番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告第3号の1番と2番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書4ページ、5ページの平成26年1月30日第31回総会で審議された1件と平成26年2月27日第32回総会で審議された1件の合わせて2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、それぞれ平成26年3月14日、3月26日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第3号の1番と2番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がなしといたします。報告第3号1番、2番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第4号1番と2番を説明いたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は町公社が今月19日に利用調整を行った2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第4号1番、2番を説明いたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 4 号 1 番、2 番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 5 号「平成 26 年度農業委員会予算について」を議題といたします。
事務局	報告第 5 号「平成 26 年度農業委員会予算について」平成 26 年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 26 年度の予算につきましては 3 月定例会におきまして幕別町の各会計予算が議決しております。平成 26 年度の農業委員会の予算の歳出は 1781 万 4 千円で前年と比較いたしまして 122 万 8 千円の増額となっております。次に平成 26 年度の農業委員会予算の歳入となります特定財源ですが、道からの負担金、補助金、委託金として総額 742 万円、その他の収入として農業者年金業務委託手数料が 150 万円の合計 892 万 7 千円を歳入として計上しております。歳出予算の主な内容といたしましては、1 節報酬が 1181 万 9 千円で農業委員 26 名分の報酬であり、9 節旅費が 254 万 3 千円でこれも農業委員 26 名分の総会、現地調査に係る費用弁償が主なものとなっています。平成 26 年度には農業委員の道内研修を実施いたしますことから費用弁償が昨年より増額となっております。またその他各節には農業委員会の運営と事務に係る経費を計上しているところでございます。以上で報告とさせていただきます。
議長	ただいま 26 年度予算について説明がありました。質疑ありませんか。
	(発言なし)
議長	それでは質疑がないようですから、報告第 5 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 1 号の 1 番から 6 番について説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 6 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元にごございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 3 ページに記載されておりますとおり経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番から 6 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 1 号 7 番から 14 番まで説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 7 番から 14 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 4 ページから 7 ページに記載されておりますとおり経営面積、従事日数など、農業基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	説明いたします。これらの案件は更新案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 7 番から 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 1 号の 7 番から 14 番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案する第 1 号の 15 番、16 番は宗廣委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いします。 (21 番宗廣委員退席)
議長	それでは議案第 1 号の 15 番と 16 番を説明いたします。

事務局	【議案第 1 号 15 番と 16 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	説明します。この案件につきましては本来、地区担当委員は宗廣委員であります。議事参与に該当いたしますことから私の方から説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 15 番と 16 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【質疑なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 1 号の 15 番と 16 番は原案のとおり決しました。
	(21 番宗廣委員着席)
議長	次に議案第 1 号の 17 番と 18 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 17 番と 18 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 9 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	ご説明申し上げます。これらの案件については更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 17 番と 18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号17番、18番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の19番と20番を説明いたします。
事務局	【議案第1号19番と20番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の10ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	説明いたします。この案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定には問題ないと思います。宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号の19番、20番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の21番、22番を説明いたします。
事務局	【議案第1号21番、22番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 21 番、22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 21 番、22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号の 23 番と 24 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番、24 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	説明します。この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号の 23 番と 24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 23 番と 24 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 25 番から 28 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 25 番から 28 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 13 ページから 14 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	説明いたします。これらの案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用

調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号25番から28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号25番から28番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第1号29番から36番を説明いたします。

事務局

【議案第1号29番から36番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書の15ページから18ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

説明いたします。これらの案件につきましては、本来、地区担当農業委員は鯖戸委員であります。利用調整会議に代わりに地区担当委員として出席しておりますので私の方から説明申し上げます。これらの案件につきましては、今月19日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号29番から36番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号29番から36番は原案のとおり決しました。

議長

次に提案する案件は鯖戸委員が議事参与になっております。終わるまで退席をお願いいたします。

(11番鯖戸委員退席)

議長	それでは議案第 1 号の 37 番と 38 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 37 番、38 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 19 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	説明いたします。この案件につきましても、本来、地区担当委員は鯖戸委員でございますけれども議事参与にあたりますことから私の方からご説明申し上げます。この案件につきましては今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 37 番と 38 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 37 番、38 番は原案のとおり決しました。
	(11 番鯖戸委員着席)
議長	次に議案第 1 号 39 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 39 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 20 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	説明いたします。この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 39 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 39 番は原案のとおり決しました。 (11 番鯖戸委員着席)
議長	次に提案する議案第 1 号 40 番は前川委員が議事参与になっております。終わるまで退席をお願いいたします。 (3 番前川委員退席)
議長	それでは議案第 1 号の 40 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 40 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 20 ページ下段に記載されておりますとおり経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。この案件につきましては、昨年 12 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 40 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 40 番は原案のとおり決しました。 (3 番前川委員着席)
議長	それでは次に議案第 1 号 41 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 41 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 21 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番	説明いたします。この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 41 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 41 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 42 番を説明いたします。
	【議案第 1 号 42 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 21 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	説明いたします。この案件につきましては、先月借入要請を行ったものです。譲受人は農地保有合理化法人であるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案 1 号 42 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 42 番は原案のとおり可決いたしました。
議長	次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定により許可申請について」を議題いたします。議案第 2 号の 1 番と 2 番を説明いたします。

事務局	【議案第２号１番、２番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添農地法第３条調査書１ページ、２ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
２番	ご説明申し上げます。去る３月２０日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号１番、２番は原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第２号１番、２番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第２号３番を説明いたします。
事務局	【議案第２号３番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書３ページに記載されておりますとおり農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
１０番	説明いたします。去る、３月２０日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。また、中里地区については地区担当委員であります国枝委員が現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号３番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号3番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の4番を説明いたします。
事務局	【議案第2号4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
12 番	説明いたします。この案件につきましては本来地区担当農業委員は尾藤委員でございますが、現地調査等に都合がつかず、代わりに私が現地を確認いたしました。説明させていただきます。去る3月20日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番は、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号の4番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の5番を説明いたします。
事務局	【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。去る3月20日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号5番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号6番と7番を説明いたします。
事務局	【議案第2号6番、7番について、議案書をもとに朗読】
事務局	6番の案件につきましては、別添調査書6ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。7番の案件につきましては、農地法第3条第3項の規定による農業生産法人以外の法人の賃借権の設定でございます。農地法施行規則第23条の規定により、毎年その農地等の利用状況を報告しなければならない旨の条件を付することとなります。別添調査書7ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項第2号第4号を除くすべての各号には該当せず、また農地法第3条第3項の各号に該当しておりますことから許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
6番	説明いたします。この案件につきましては去る3月20日、岡崎委員、蛭原委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えます。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番と7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号6番と7番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の8番について説明をいたします。
事務局	【議案第2号8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以

	上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
2 番	説明いたします。この案件につきましては親から子への経営移譲でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 2 号 8 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 9 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 9 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
12 番	ご説明申し上げます。この案件につきましては、去る 3 月 20 日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 2 号 9 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 10 番と 11 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 10 番、11 番について、議案書をもとに朗読】

事務局	これらの案件は別添調査書 10 ページ、11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
21 番	説明いたします。去る 3 月 20 日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 10 番と 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議ないとします。よって議案第 2 号の 10 番と 11 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は農家住宅の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は甲種農地であります。甲種農地は原則不許可であります但本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保のための施設として位置付けられた農家住宅用の転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いします。
18 番	説明いたします。この案件につきましては去る 3 月 20 日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました但周辺農地への影響はないものと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。宜しく願いします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番は原案のとおり決するとに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第3号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第4号「農地法第4条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第4号の1番と2番を説明いたします。
事務局	【議案第4号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件につきましてはいずれも工事期間の延長にかかる変更となります。申請人である■■■■氏の営農用施設、及び自らが居住する住宅建設を目的に、1番の案件については平成25年8月、第26回総会においてご審議頂き、9月に許可。2番については平成25年9月、第27回総会においてご審議頂き11月に許可を頂いた案件でございますが、今回、工事期間の変更について申請がございました。その理由といたしましては12月から2月中旬にかけて積雪が少なかったことにより例年よりも土壌凍結が著しく、予定通りに工事が進まなかったため、雪解けを待ってからでなければ外構路盤工事を再開することが困難であるとの事情から変更申請に至ったものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。工事期間の変更であります。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の1番と2番は原案のとおり決すること異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議題第5号の1番を説明します。
事務局	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間１年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添調査表に記載されているとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いします。
11 番	説明いたします。この案件につきましては、去る３月 20 日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。が、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 5 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号の 2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番について、議案書のとおり朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間１年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添調査表に記載されているとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	説明いたします。この案件につきましては、去る３月 20 日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。が、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	【異議なしの声多数】 異議なしといたします。よって議案第5号の2番は原案のとおり可決いたしました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号の1番を説明いたします。
事務局	【議案第6号1番について、議案書のとおり朗読】
議長	それでは地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
5番	説明いたします。この案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものがございます。去る3月20日、鬼頭委員、加藤委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地、採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号の1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第6号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第7号「平成25年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。議案第7号について説明いたします。
事務局	【議案第7号について、議案書のとおり朗読】
議長	ただいま平成25年度の活動内容についての点検等についての説明がありました。なお、これにつきましては行政庁に報告を義務付けられているものであります。内容を今、ご説明いたしましたし、そのことにつきましてはお手元に資料としてお届けしておりますが、午前中の三役会議では承認をされております。ご意見があれば頂戴したいと思います。 (発言なし)

議長	ございませんか。それでは質疑がないようでありますから、採決をいたします。議案第7号は原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第7号は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第8号「平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	【議案第8号について、議案書のとおり朗読】
議長	ただいま説明のありました議案第8号の平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動報告、これにつきましても午前中の三役会議で承認をされましたが、皆さん方のご意見を頂戴したいと思います。 (発言なし)
議長	ございませんか。特になければ質疑なしといたします。採決をいたします。議案第8号については原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第8号は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第9号「平成26年度農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。なお、これにつきましては本委員会、幕別町農業委員会であります。それでは説明をいたします。
事務局	【議案第9号について、議案書のとおり朗読】
議長	ただいま来年度、いわゆる平成26年度の活動方針、並びに活動の計画内容についての説明がありました。皆さん方から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。
議長	前川委員。
3番	重点項目の2番目、地域農業の構造計画を推進する、構造計画は具体的にどのようなことなのかをお聞きしたい。2ページ目の(2)農業生産法人調査と法人化を推進するとありますけども、生産法人は個人の生産法人なのか、ここに記載されているのは共同体の法人ということなのか。それと3番目の担い手育成確保事業の中の自立経営育成協議会というのが書いてあります。それ

はどういうものなのでしょうか。

事務局

最後の質問からお答えいたします。自立経営育成協議会の関係でございますが、この関係については農民同盟に加入されていない方が、この組織に加入して頂き税等の申告をしている協議会でございます。会員につきましては、現在10名の会員で構成されております。2番目の質問の農業生産法人の関係でございますが、この中で記載されている部分については、農業生産法人を考えている方に、今後、どのようなメリット、デメリットがあるのか等の情報提供ですとか、有限会社、株式会社等様々な法人形態がありまして、その法人形態で農事組合法人を選択するのか、相談に応じる内容でございます。最初に質問ありました「基盤強化法に基づき地域農業の構造改革を推進します」という記載内容は、国の事業で実施している土地改良事業等を積極的に推進して行くといったものでございまして、特に国の事業実施にあたり、借りている農地は農地法上の手続き、基盤強化法の利用権設定の手続きがされていないと事業実施が出来ない状況になってございますので、周知等を積極的に推進する意味で記載しているところでございます。

議長

私の方から若干、まず構造改革ですがこれは今、国が色んなことを言っております。多少我々の意見も徴した上でそういう話をしてもらいたいと思うのも実感であります。様々な構造改革について、国は示していますけれども具体的なものはまだ何もありません。しかも10年後に所得倍増というようなことも言われておりますが、これについても何もありません。そういうことについて実際に国が示してくることについても、我々も真正面から取組みそれに迎合出来るのかどうか、そういうことも自らの組織の中でも勉強していくということも含まれております。生産法人ですが、個人経営から形を変えた複数戸法人の場合、どういうメリットがそこから生まれるか、これについても色々と今盛んに指導もされておりますし、色んな具体的な例も実証されてきております。そういったことの中身をよく点検をして、よしと思うものについては具体的に取組む姿勢も必要ではないかと思います。特に畜産業は様々な部分で、そういうことを真剣に取組んでいる最中でもありますから、これは大きなメリットを生むべく取組むべきだと思います。それから3つ目の自立経営の関係は十分な理解をしていないうえでお話するのは僭越ですが、税対策の関係があらうと思います。今農民同盟が中心となってそれらもやっておられるわけですが、その他にも幕別町内では札内を含めて、別な組織が少数数ではあります。組織され、忠類地域には税の関係だけで組織されたものも実態としてあります。それぞれ法律に基づいた税の取組でありますから、節税等含め自らも税に対する取組を経営の中から模索してくというのが一番の経営改善だと思います。そして、今大方というか99%が青色申告でありますから、これらについては自ら申告し、経費を清算また収入等を計上し経営の決算を行ううえで、組勘は赤字ではあるが資産として増えている等、決算書で見えてくるものもありますことから、自らの経営改善としては取組むべきであらうということも含まれているかと思ひます。様々な将来展望を若干配慮した目標にしております。

3 番

わかりました。最初の構造改革についてはですね全国的な税対策的なものをこの中で触れていると感じたので、そうではなく北海道の現場に合った改革を実施して頂きたと思います。法人化については、畑作については複数戸経営体というのはなかなかできないと思いますが、酪農については忠類地区が先進的にやっておられるし、近い将来そのような形になっていくのかなと思います。

議長	活動の具体的な計画等について議案第 9 号で提案しております。他にご意見ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは質疑がないようでありますから採決をいたします。第 9 号については原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 9 号は原案のとおり決しました。
議長	本日、予定しておりました議案は全部終了いたしました。これをもちまして第 33 回の農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

17 番

印

18 番

印

議長

印